

第3章

計画の推進体制

1. 計画の推進体制の整備
2. 市民参画による推進体制
3. 計画の進捗状況の点検・公表

計画を着実に実行するため、次のような体制づくりをします。

1. 計画の推進体制の整備

(1) 男女共同参画推進会議

「島田市男女共同参画推進会議」（会長：副市長、委員：関係部長）において、島田市の男女共同参画推進施策の円滑な実施及び総合調整を行います。

(2) 男女共同参画推進委員会

市の条例第 25 条に基づく「島田市男女共同参画推進委員会」において、市長の諮問に応じて意見を述べるほか、男女共同参画の推進に関する事項を調査・審議します。

(3) 国・県等関係機関との連携

国・県等関係機関と情報交換を行うとともに、連携強化に努めます。

2. 市民参画による推進体制

(1) 男女共同参画啓発推進員

市の男女共同参画推進施策の着実な実施を図るため、島田市男女共同参画啓発推進員による事業の企画運営等への協力及び啓発活動を行います。

啓発推進員については公募により募集します。

(2) 男女共同参画推進のためのネットワークの拡充

市民への男女共同参画の浸透を目的として、市内関係団体・事業所により構成する男女共同参画推進のためのネットワークを拡充します。

3. 計画の進捗状況の点検・公表

年度ごとに調査し、推進委員会等により点検を行い、その結果を公表します。